

次世代育成支援対策推進法に基づく
株式会社横浜シーサイドライン 一般事業主行動計画

株式会社横浜シーサイドラインは、次世代育成支援対策推進法の主旨を尊重し、社員が仕事と子育てを両立しやすい環境を構築し、すべての社員がその能力を十分に発揮できることを目指し、本行動計画に基づく4つの目標を達成するための具体的な対策を実践します。

1. 計画期間

令和4年1月1日～令和6年3月31日まで

2. 内容

- 【目標1】 男性社員の育児休職取得の推進により計画期間最低1名取得
(対策) 男性の育児休職取得制度の目的や主旨について全社員に広く周知し、浸透を図るとともに、通年の相談窓口の開設により育児休職取得率の向上を図る

- 【目標2】 育児休職取得に伴う当該職場への支援体制の確立
(対策) 育児休職の取得に伴い欠員となる職場への他課からの応援や派遣社員、パート社員の雇用などフレキシブルなサポートの推進により安心して育児休職が取得できる職場環境を構築する

- 【目標3】 育児休職の取得中および復帰後の社員に対するサポート
(対策) 育児休職中社員が要望する範囲で社内情報等を適宜発信し、休職中の不安解消や職場復帰時の情報格差を解消する

- 【目標4】 子育てしやすい環境づくりを目指し、ワークライフバランスの推進
(対策) 全社員向けにノー残業デーの設定や超過勤務命令の縮減及び、休暇の計画的取得の励行により、母親のワンオペ育児時間の軽減や解消を図り、社員、家族の子育て環境の向上を図る